

平成30年度信州大学広報・放送公開講座企画・制作及び放送業務 仕様書

1. 業務名

平成30年度信州大学広報・放送公開講座企画・制作及び放送業務

2. 業務の概要

- ① 平成30年度の信州大学広報・放送公開講座の番組(以下「番組」という。)を企画・制作し、長野県内全域で、番組告知を行いつつ、放送を実施する。
- ② 委託期間は、請負決定日から平成30年10月31日までとする。

3. 番組の基本テーマ

「ローカルイノベーション」

本学では、平成29年度より全学横断特別教育プログラムとして「ローカル・イノベーター養成コース」を開設し、地域の中で学問と社会の繋がりを深く理解し、地域資源の活用や地域課題に革新をもたらす力を持った学生の養成を開始している。そのため従来から本学の教員が実施してきた地域志向研究の成果を中心として各回を構成することに加えて、同コースについても全6回のうちの一部で紹介することを想定している。

■ローカル・イノベーター養成コース

コースWebページ <http://www.shinshu-u.ac.jp/project/lid/>

■地域志向研究の成果

信州アカデミアHP <http://shinshu-u-areas.tumblr.com/research>

4. 番組の基本コンセプト(企画提案の骨子)

以下の基本コンセプトに基づいて、番組構成や表現などを工夫し、企画提案を行うこと

【視聴対象】

- ① 高校生 ②高校生の保護者 ③一般市民

【目的】

- ① 地域志向研究の成果の紹介
- ② 「ローカル・イノベーター養成コース」の紹介
- ③ 学生募集にも使える広報コンテンツの制作

【難易度】

高校生にも理解できるレベル

【番組作りの必要要件】

- ① わかりやすい“〇〇と比較するモノサシ”があること
- ② 楽しく、遊びながら、本学に親しめること

以上の要件を充たすものであれば、これまでにない表現方法を用いてよい

5. 業務内容

- ① 請負者は、テーマ・コンセプト等をよく理解し、番組構成と表現の手段について提案し、従来とは違った斬新なスタイルの番組として、1回あたり30分の放送番組を6本、企画・制作・放送するものとする。

- ② 請負者は、各放送番組の構成、素材、取材、編集、収録及び監修等について、採用された企画提案に基づいて、本学の放送公開講座企画担当者と直接十分な打合せを行い、制作するものとする。
- ③ 請負者は、本学の放送公開講座企画担当者の了承の下、各放送番組の出演予定者への連絡および撮影スケジュール等の調整業務を行うものとする。
- ④ 請負者は、10月末日までに、長野県内全域を放送対象地域とする民間放送局で放送を行うものとする。
- ⑤ 請負者は放送前に、本学の放送公開講座企画担当者に、番組内容の確認をとるものとする。
- ⑥ 請負者は、本学担当者と十分な打合せの上、15秒の番組告知CM素材を1番組につき1本制作し、各放送番組の放送日の1週間前から放送時間前までの7時～24時の間に2回以上放送するものとする。
- ⑦ 請負者は、放送番組の放送終了後、放送番組毎に収録したDVD2本およびMPEG2データを信州大学研究推進部産学官地域連携課へ直ちに納入するものとする。

6. CMの取り扱い

請負者において番組提供者(以下「スポンサー」という。)を選定し、1番組につき3分以内、スポンサーのCMを番組の中で放送することは差し支えないものとする。ただし、スポンサーについては、本学の放送公開講座企画担当者に事前に報告し、了承を得るものとする。

7. 代金の請求方法

請負者は、全ての放送が終了し、かつ放送番組毎に収録した全てのDVDおよびMPEG2データを信州大学研究推進部産学官地域連携課に納入後に代金を請求するものとし、請求書は信州大学財務部経理調達課に送付するものとする。

8. 代金の支払方法

代金は、完了後1回に支払うものとする。発注者は適正な支払請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。

9. 請負条件

- ① 平成30年度信州大学放送公開講座実施計画書(詳細内容は、請負者と打ち合わせの上決定)及び本仕様書に基づき実施するものとする。
- ② 請負者は業務の確実な処理に誠実に対応する。また、緊急の場合にも対応できる体制を整え、事前に本学の放送公開講座企画担当者に連絡するものとする。
- ③ 番組制作責任者は教育、研究系の番組制作に十分な経験を有する者があたる。
- ④ 取材に係わる交通費などのすべての経費は契約額に含む。
- ⑤ 取材および編集に係わるカメラ、ビデオ、マイク、照明など必要な機材及び移動用車両などについては全て請負者が準備する。

10. 特定の媒体への2次利用

制作した番組は、本学が開設する動画チャンネル(WEBストリーミング)及び教育素材(e-Learningコンテンツなど)、ガイダンスや高校での上映など、特定媒体で2次利用できるものとする。

2次利用にあたっては、著作権料など新たな権利処理の費用および、基本的にはWEBストリーミング期間の制約などが発生しないよう、番組放送と一括の権利処理を請負者が行うものとする。但し、上記媒体に使用するにあたっては、放送番組以外の素材との結合は行わないものとし、再編集に伴う編

集責任は本学が負うものとする。

11. 下請会社の権利処理

制作に係る第3者が本学の2次利用を妨げないよう、請負者の下で権利処理を行うものとする。

12. その他

その他不明な点については本学の放送公開講座企画担当者と協議し、業務を遂行する。